

平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照条文  
平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三條の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を次のように定め、平成二年五月一日から施行する。

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三條の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を次のように定め、平成二年五月一日から施行する。

一 施行規則第三十三條第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。

一 施行規則第三十三條第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。

1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うものであって、次に掲げるものに限る。）

1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送を行うもの（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）で空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）

(一) 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行うものであって、空中線電力〇・二五ワット以下のも

る。）

(二) テレビジョン放送を行うもの（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）であつて、空中線電力〇・〇五ワット以下のもの

2 地上一般放送局（エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七MHzのものにあつては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八MHzのものにあつては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

2 地上一般放送局（エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七MHzのものにあつては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八MHzのものにあつては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

三 〇・一三ワット以下のものに限る。）

三 〇・一三ワット以下のものに限る。）

二・三 (略)

二・三 (略)